

## 古文書で探る庶民のくらし

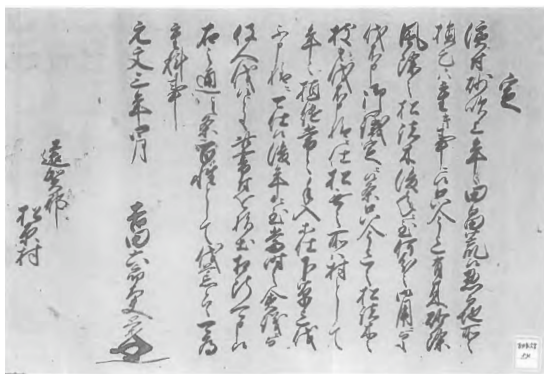
### ―浜山証文―

岡垣歴史文化研究会 羽山 健一

福岡藩は、元文3(1738)年4月に遠賀・宗像・裏粕屋・志摩4郡の浜辺に、砂除けの松の植林を議定した。元々浜辺には砂除けの松原が立ち繁っていたが、藩が御用木として伐採し、農民も自由に切ったので、田畑は砂に埋まり塩害も発生していたのである。藩は、浜辺の松を今後一切御用木として伐採しないと定め、農民に松の植林を命じる旨、定書にして通達したのである。

定書は、現存の松原に植継ぎをする村と、新規植林の村に分けて通達された。植継ぎの村は28ヶ村、新規植林は14ヶ村である。当地の浜山では、植継ぎの村が原・内浦・手野・三吉・吉木・松原の6ヶ村で、新規植林の村は芦屋・糠塚・黒山・同枝郷時崎の4ヶ村である。写真は、植継ぎの村とされた松原村の定書(浜山証文)である。読み下し文で紹介する。

定  
浜付き砂吹き上げ、年々田畠荒



▲浜山証文(松原村)

れ候、惣じて地所の損亡は重き事に候、只今迄有り来たる砂除け風除けの松諸木、後年に至り何分の御用にも、伐り申さず御議定に候条、只今迄の松諸木の枝も伐り申さず様に仕り、松これ無き所は村として年々植継ぎ、常々手入れ等仕り下草迄、伐り申さず様に仕るべく候、後年に至り当時の僉議にて役人伐り候とも、此の書付を

指し出し、相断り申すべく候、右の通りに候条、百姓として伐り荒し候はば重科たるべき事。

元文三年四月 吉田六郎大夫(花押) 遠賀郡松原村

吉田六郎大夫は、福岡藩の家老で当職(御当用本締役)である。藩政は6、7名の家老が月番で執り行うが、月番家老の上に立ち藩政の権限を掌握する重要ポストが当職である。名前の下の花押は、文書の偽造防止のサインで、現在の実印に相当する。六郎大夫の花押は、諱(実名)の栄年を意匠化したようである。

福岡藩の最高責任者が花押付きで、後世の役人が松原の伐採を要求した時は、この書付で断れと記した定書を、42ヶ村に与えるなど異例なことである。定書の発行に至る事情が『郡役所記録』にある。それは、定書と同じ日付で六郎大夫が郡奉行中・免奉行中・郡代中に宛てた通達である。

(4郡)の浜付き砂吹き上げ、年々田畠永荒に相成り候。以前は砂除けのため、松原立ち茂り居り候所・と書き出して、伐採、田

畠の被害、元文三年よりの再植立と続き最後の条に、一、後々年に至り、当時の僉議を以て、地所の損亡大切な儀を考え申さず、右囲いの木を伐り申す儀も、これ有るべく候。これに依り後年に至り、違逆これ無きため、浜付き村々に、別段に書付相渡し置き候事。

右の通り此の節仰せ出され候。浜付き村々相違無く相守り候様裁判これ有るべく候。且つ又後々年に至り、役人了簡違ひこれ無きため、書付指し出し置くべく候。とある。

福岡藩は、貞享4(1687)年頃、膨大な借金返済のため、藩内の樹木を大量伐採して売却した。この悪政で藩内の竹木は払底し、庶民は燃料にも事欠く有様であった。山林の復元は困難を極め、未だその途上だったのである。吉田六郎大夫は、このような愚行の再発防止のため、定書を通達したのである。

我々が白砂青松の三里松原を愛する時、吉田六郎大夫栄年にも感謝すべきであらう。

つづく